

試験の達人×合格コーチ 対談シリーズ

具体⇄抽象

第1回

を变幻自在に操って

サクッと解答

～総論①～

 リーダース総合研究所



1



はじめに

1

2

本企画の趣旨・目的①

受験勉強における基本知識の操縦法を2つの視点から把握し、具体⇔抽象を必要とする意義を理解する

①（使える化）具体⇒抽象

総論①

（市販の）テキストや問題集は数多く存在するが、資格試験においてそれらの教材を使ってどのように基本知識（＝使える知識）を習得すべきかについて理解する

⇒ 最初に使える知識の作られ方（＝受験指導校のノウハウ）を把握した上で、試験合格に必要なとなる基本知識を記憶

②（解ける化）抽象⇒具体

総論②

試験問題を解くに際し、記憶した基本知識をどのように操って問題（特に具体的事例問題）を解くべきかについて理解する

⇒ 問題文中の（隠された）テーマ・論点を検索し、当該テーマ等に関連する知識を脳内から正確かつ迅速に引き出して解答

2

3

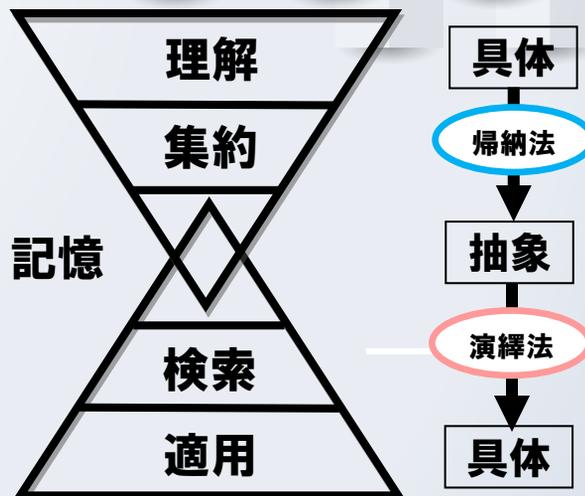
本企画の趣旨・目的②

総論①
で扱う

使える化

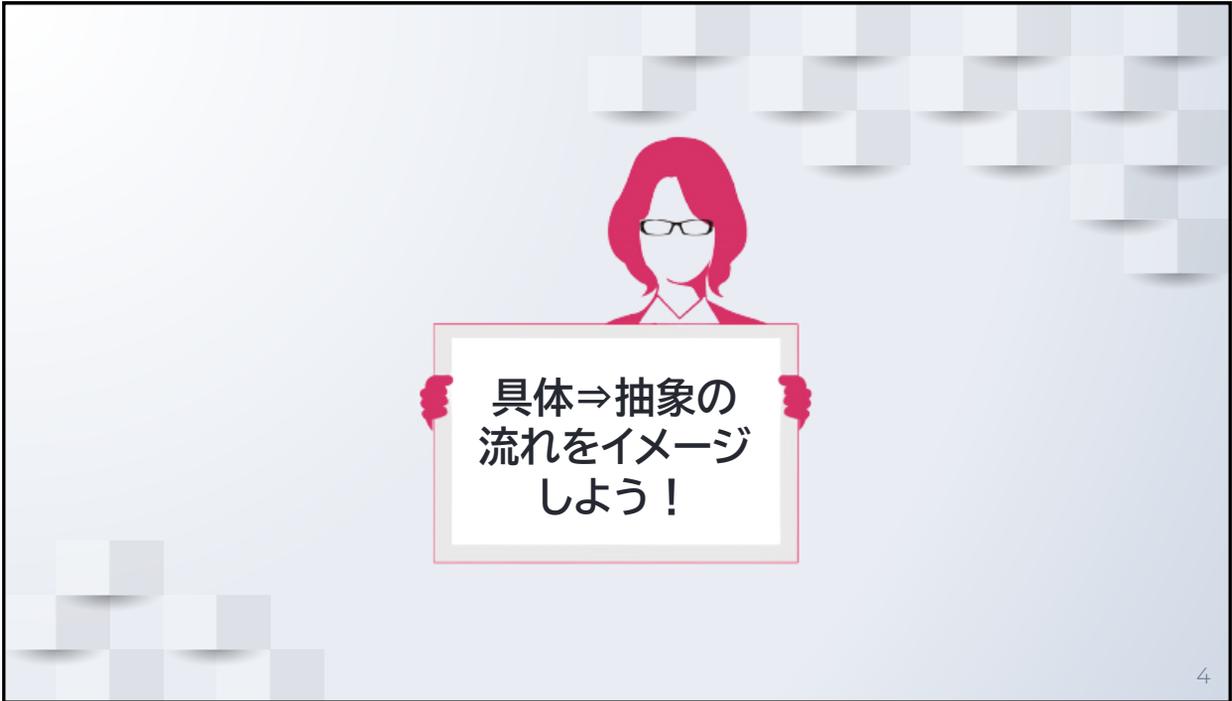
解ける化

総論②
で扱う



3

4



☞ 具体、抽象って何???

「**具体** (≡具象)」とは、個体が他と区別される特殊な形態・性質を持つこと

⇔ 対になる概念

「**抽象**」とは、事物または表象の或る側面・性質を抽(ぬ)き離して把握する心的作用 (出典：広辞苑第7版)

(具体のイメージ)

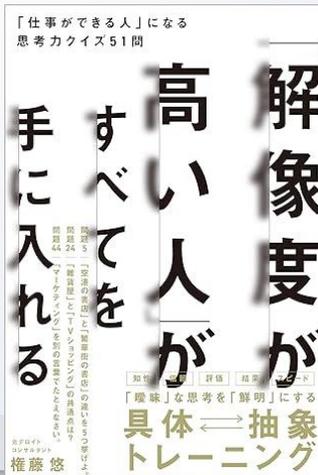
(抽象のイメージ)

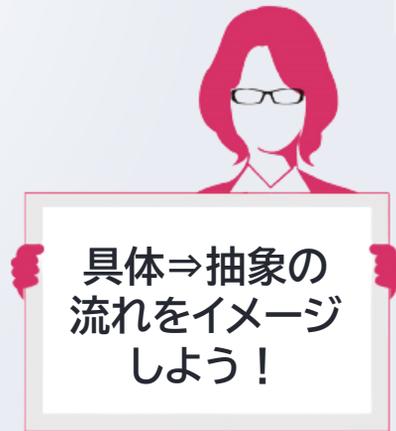
The diagram consists of two parts. On the left, a cluster of 12 circles, 6 blue and 6 yellow, representing a concrete image. On the right, a hierarchical tree structure with 10 blue rectangular nodes, representing an abstract image.

👉 具体・抽象に関する主な書籍①



👉 具体・抽象に関する主な書籍②





8

9

👉 具体⇒抽象への変換① (各情報がバラバラの状態で配置)



9

10

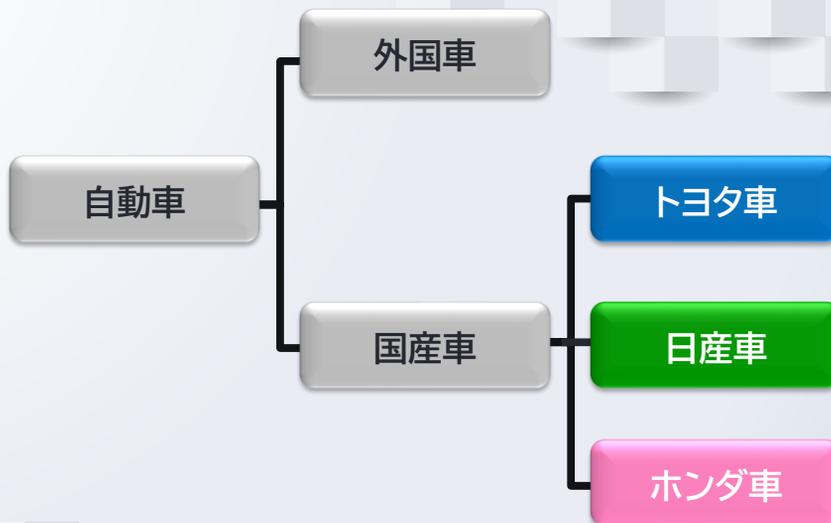
👉 具体⇒抽象への変換② (バラバラの情報を整除)



10

11

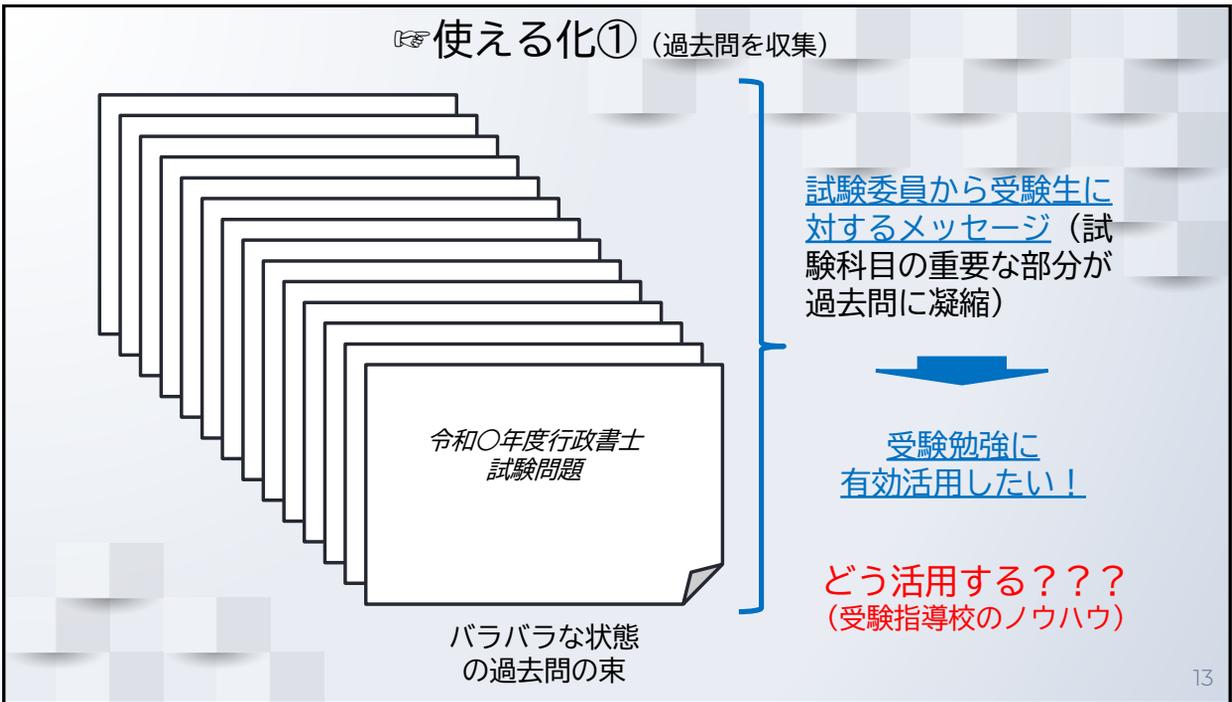
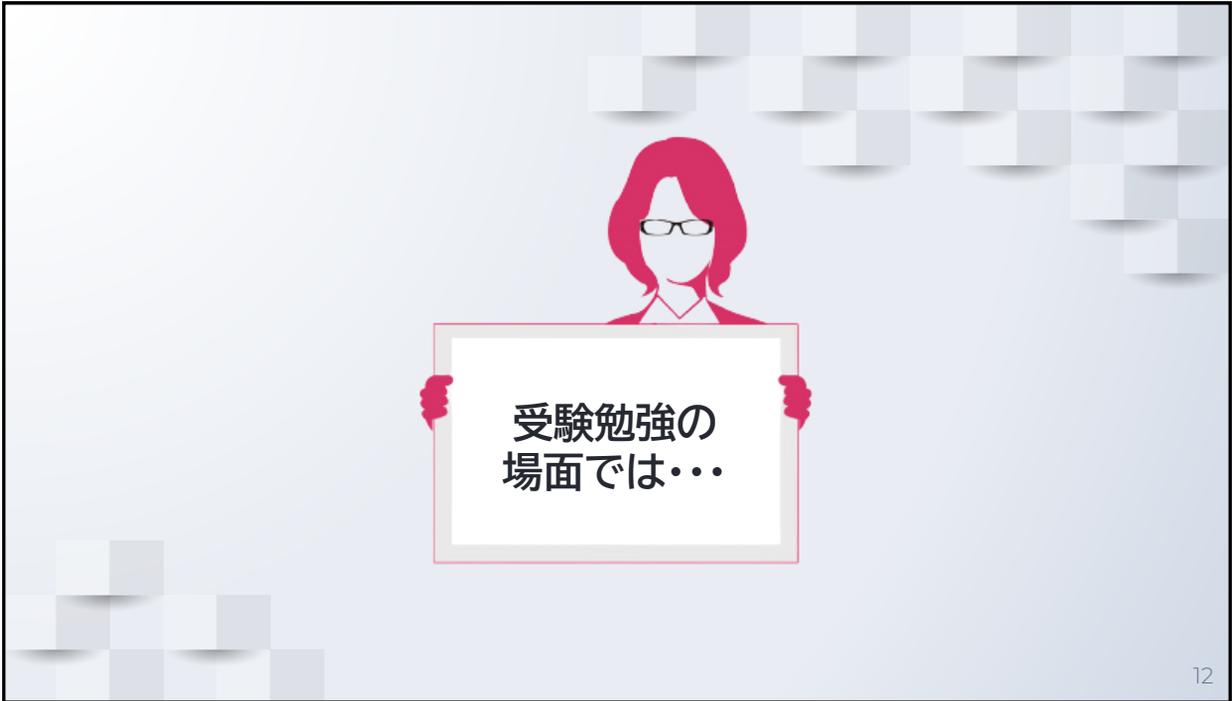
👉 具体⇒抽象への変換③ (集合体としてまとめる=集約)



※他にも、排気量や販売価格毎に整理するやり方もあり得る
⇒ 集合体の利用目的や用途に応じて整理

11

12



使える化② (過去問を収集)

<令和4年度行政書士試験問題>

問題27 虚偽表示の無効を対抗できない善意の第三者に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 AはBと通謀してA所有の土地をBに仮装譲渡したところ、Bは当該土地上に建物を建築し、これを善意のCに賃貸した。この場合、Aは、虚偽表示の無効をCに対抗できない。(最判昭57.6.8)
- 2 AはBと通謀してA所有の土地をBに仮装譲渡したところ、Bが当該土地を悪意のCに譲渡し、さらにCが善意のDに譲渡した。この場合、Aは、虚偽表示の無効をDに対抗できない。
- 3 AはBと通謀してA所有の土地をBに仮装譲渡したところ、Bは善意の債権者Cのために当該土地に抵当権を設定した。この場合、Aは、虚偽表示の無効をCに対抗できない。(大判大4.12.17)
- 4 AはBと通謀してA所有の土地をBに仮装譲渡したところ、Bの債権者である善意のCが、当該土地に対して差押えを行った。この場合、Aは、虚偽表示の無効をCに対抗できない。(最判昭48.6.28)
- 5 AはBと通謀してAのCに対する指名債権をBに仮装譲渡したところ、Bは当該債権を善意のDに譲渡した。この場合、Aは、虚偽表示の無効をDに対抗できない。

試験科目別に、条文、判例、テーマ・論点ごとに関連する肢を抽出

14

15

使える化③ (過去問を収集)

<平成27年度行政書士試験問題>

問題28 心裡留保および虚偽表示に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものどれか。

- 1 養子縁組につき、当事者の一方において真に養親子関係の設定を欲する意思がない場合であっても、相手方がその真意につき善意、無過失であり、縁組の届出が行われたときは、その養子縁組は有効である。
- 2 財団法人(一般財団法人)の設立に際して、設立関係者全員の通謀に基づいて、出捐者が出捐の意思がないにもかかわらず一定の財産の出捐を仮装して虚偽の意思表示を行った場合であっても、法人設立のための当該行為は相手方のない単独行為であるから虚偽表示にあらず、財団法人の設立の意思表示は有効である。
- 3 土地の仮装譲渡において、仮装譲受人が同地上に建物を建設してその建物を他に賃貸した場合、建物賃借人において土地譲渡が虚偽表示によるものであることについて善意であるときは、土地の仮装譲渡人はその建物賃借人に対して、土地譲渡の無効を理由として建物からの退去および土地の明渡しを求めることができない。(最判昭57.6.8)
- 4 仮装の売買契約に基づく売買代金債権が他に譲渡された場合、債権の譲受人は第三者にあつたため、譲受人は、譲受債権の発生原因が虚偽表示によるものであることについて善意であっても、買主に対して売買代金の支払を求めることができない。(大判明40.2.1)
- 5 金銭消費貸借契約が仮装され、借主に金銭が交付されていない場合であっても、当該契約に基づく貸金債権を譲り受けた者は、譲受債権の発生原因が虚偽表示によるものであることについて善意であるときは、借主に対して貸金の返済を求めることができる。

15

16

使える化④ (過去問を収集)

<平成20年度行政書士試験問題>

問題27 Aが自己の所有する甲土地をBと通謀してBに売却(仮装売買)した場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

ア Bが甲土地をAに無断でCに転売した場合に、善意のCは、A・B間の売買の無効を主張して、B・C間の売買を解消することができる。

イ Bが甲土地をAに無断でCに転売した場合に、善意のCに対して、AはA・B間の売買の無効を対抗することはできないが、Bはこれを対抗することができる。

ウ Aの一般債権者Dは、A・B間の売買の無効を主張して、Bに対して、甲土地のAへの返還を請求することができる。

エ Bが甲土地につきAに無断でEのために抵当権を設定した場合に、Aは、善意のEに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができない。(大判大4.12.7)

オ Bの一般債権者FがA・B間の仮装売買について善意のときは、Aは、Fに対して、Fの甲土地に対する差押えの前であっても、A・B間の売買の無効を対抗することができない。(最判昭48.6.28)

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 ア・オ
- 4 イ・エ
- 5 イ・オ

16

17

使える化② (過去問の各肢を判例毎に整理)

●大判大4.12.17

04-03 司法試験 平成21年	Q 虚偽表示に当たる法律行為がされた場合に、虚偽の意思表示により目的物を譲り受けた者からその目的物について抵当権の設定を受けた者は、「相手方と通じた虚偽の意思表示の無効を対抗することができない第三者」に該当する。 ● ○ (大判大4.12.17)
04-04 行政書士試験 令和4年	Q AはBと通謀してA所有の土地をBに仮装譲渡したところ、Bは善意の債権者Cのために当該土地に抵当権を設定した。この場合、Aは、虚偽表示の無効をCに対抗できない。 ● ○ (大判大4.12.17)
04-05 行政書士試験 平成20年	Q Aが自己の所有する甲土地をBと通謀してBに売却(仮装売買)した。その後、Bが甲土地につきAに無断でEのために抵当権を設定した場合に、Aは、善意のEに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができない。 ● ○ (大判大4.12.17)

●最判昭57.6.8

04-16 司法試験 平成21年	Q 虚偽表示に当たる法律行為がされた場合に、土地の仮装譲渡人から当該土地上の建物を賃借した者は、「相手方と通じた虚偽の意思表示の無効を対抗することができない第三者」に該当する。 ● × (最判昭57.6.8)
04-17 行政書士試験 令和4年	Q AはBと通謀してA所有の土地をBに仮装譲渡したところ、Bは当該土地上に建物を建築し、これを善意のCに賃貸した。この場合、Aは、虚偽表示の無効をCに対抗できない。 ● × (最判昭57.6.8)
04-18 行政書士試験 平成27年	Q 土地の仮装譲渡において、仮装譲渡人が同土地上に建物を建設してその建物を他に賃貸した場合、建物賃借人において土地譲渡が虚偽表示によるものであることについて善意であるときは、土地の仮装譲渡人はその建物賃借人に対して、土地譲渡の無効を理由として建物からの退去および土地の明渡しを求めることができない。 ● × (最判昭57.6.8)
04-19 司法書士試験 平成19年	Q AとBとが通謀して、A所有の土地をBに売却したかのように仮装したところ、Bは、その土地上に建物を建築してその建物を善意のCに賃貸した。この場合、Aは、Cに対し、土地の売却が無効であるとして建物からの退去による土地の明渡しを求めることはできない。 ● × (最判昭57.6.8)

要約

不動産の仮装譲受人から抵当権の設定を受けた者

要約

土地の仮装譲受人からその土地上の建物を賃借した者

17

18

使える化③ (図表にまとめる)

<民法94条2項の第三者>

第三者にあたる者	第三者にあたらぬ者
①不動産の仮装譲受人からの譲受人 (最判昭28. 10. 1)	①債権の仮装譲受人から取立てのために債権を譲り受けた者 (大判大9. 10. 18)。
②不動産の仮装譲受人から抵当権の設定を受けた者 (大判大4. 12. 17)	②土地の賃借人が借地上の建物を仮装譲渡した場合の土地賃貸人 (最判昭38. 11. 28)
③仮装債権の譲受人 (大判昭13. 12. 17)	③土地の仮装譲受人からその土地上の建物を賃借した者 (最判昭57. 6. 8)
④虚偽表示の目的物に対して差押えをした仮装譲受人の債権者 (最判昭48. 6. 28)	④一番抵当権が仮装で放棄された場合の二番抵当権者 (大判明33. 5. 7)
⑤仮装譲受人が破産した場合の破産管財人 (大判昭8. 12. 19)	⑤一般債権者 (大判大9. 7. 23)

- 黄色マーカー : 過去問既出題 ⇒ 基本知識 (次スライド中、①)
- それ以外 : 過去問未出題 ⇒ 周辺知識 (次スライド中、②)

18

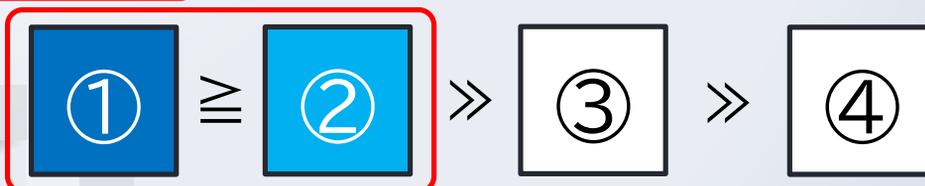
19

使える化④ (学習の射程)

(学習の重要度・優先度)

	テキスト掲載	テキスト未掲載
過去問既出題	①	③
過去問未出題	②	④

優先学習範囲 ※最後まで決して忘れないように!



※最近の行政書士試験では、①②が同程度に重要!

19

20

使える化⑤ (図表の意義)

(まとめ図表の意義)

- ①試験に出題される可能性の高い重要な知識が一つまとまっており、体系的に記憶するツールとして最適
⇒ 過去問未出題の「穴(周辺知識)」を埋めるにも最適
- ②受験生が図表をまとめるのは相当の時間を要するが、その作業を(市販の)テキスト作成者が行い、提供
⇒ まとめに要する時間を省き、記憶に集中できる環境

(留意点)

図表さえ記憶したら、問題を全て解けるか？

⇒ 記憶する前提として、短くまとめられたフレーズ(抽象)から具体的事例を想起する能力が必要(使える化、抽象⇒具体)

※詳細は総論②

20

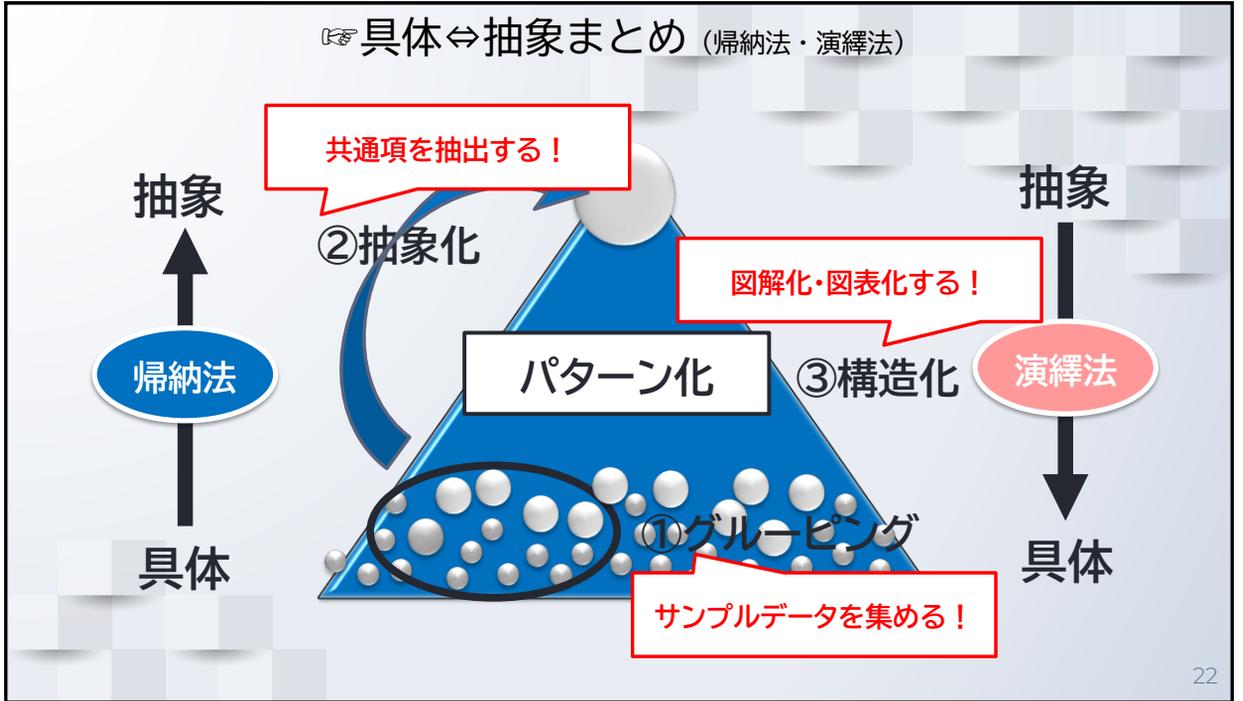
21



21

22

👉 具体⇔抽象まとめ (帰納法・演繹法)



23

👉 試験の達人プロフィール

(氏名等)

板野 晃治 (リーダーズ総合研究所講師)

<https://leaders-readers.com/teacher/>

(これまでに取得した資格)

①平成27年度：宅地建物取引士

②令和元年度：行政書士

③令和4年度：司法書士

④令和5年度：海事代理士、マンション管理士

その他、民間資格として、土地活用プランナー (平成28年度) や個人情報保護士 (平成30年度) を取得

リーダーズ総合研究所で講師を務める傍ら、現在も受験生として他の資格試験を目指しており、HN：とある受験生XYZとして、SNSにおいて資格試験に関する情報発信中！

▼X (旧Twitter)

https://twitter.com/arduous_study

▼アメーバブログ

<https://ameblo.jp/brink-of-a-cliff>

24

23

👉 具体⇔抽象をもっと学ぶには・・・

リーダース式 解法ナビゲーション講座

待望の憲法と商法も実施!

約 3,000 肢の肢別ドリルで過去問の穴をカバーし、
出題パターンと解法パターンを徹底マスターしながら、
キーワード反応で問題がサクサク解けるようになる!

Web 講座説明会
解法ナビゲーション
講座の効果的活用法



講座仕様

回数・時間

全 28 回 (1 回 2 時間)

- ① 民法 10 回
- ② 憲法 4 回
- ③ 行政法 10 回
- ④ 商法 4 回

教材

- ① 解法ナビゲーション
肢別ドリル集
- ② 重要ポイントノート
- ③ 図解カード集



講座ガイダンス動画を配信中!

24

25

試験の達人×合格コーチ 対談シリーズ

具体⇔抽象

を变幻自在に操って
サクッと解答

第1弾

～総論①～

リーダース総合研究所

26